

# 中小企業者等経営強化促進奨励補助金

経営革新計画又は経営力向上計画の策定及び実施に係る経費に対する補助

## 制度の概要

### 【主な補助条件】

1. 同年度に中小企業者等経営強化促進奨励補助金を受けていないこと。
2. 法人の場合、市内に本店又は事業所があること。個人事業主の場合、市内に住所及び事業所を有すること。
3. 市税の滞納がないこと。

### 【対象経費】

1. 計画の策定に要する経費(委託費)
2. 計画の実施に要する経費(委託費、印刷製本費、通信運搬費、機械装置・工具購入費、宣伝広告費、講師・専門家への謝礼及び交通費)

### 【補助率・補助金額】

補助率:10/10 補助限度額:100,000円

#### 経営革新計画

県が認定する計画。新商品開発・生産、新サービスの開発・提供、新規事業分野への進出等の新たな取り組みを行い、経営の向上を図るための具体的なビジネスプラン。

#### 経営力向上計画

国が認定する計画。人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資など、自社の経営力を向上するために実施する計画。

## 申請手続

4月1日から翌年3月20日までの間に、**申請書**及び以下の**添付書類**を、産業振興課宛てに持参、郵送またはEメールにて送付してください。Eメール送付の場合、受信連絡がない場合には、受付できていない可能性がありますのでご注意ください。

#### 添付書類

- 事業計画書(様式は市HPに掲載)
- 補助対象経費に係る見積書
- 法人登記事項証明書の写し(個人にあっては、個人事業の開業届出書の写し)
- 定款又は規約の写し
- 経営革新計画の承認に係る通知書の写し又は経営力向上計画の認定に係る通知書の写し
- 市税に滞納がないことの証明書

**事後申請はできません。必ず着手前に申請してください。**

※申請期間中であっても、予算がなくなり次第募集を終了させていただきます。

▼申請書類は、つくば市HPからダウンロードできます。



☆補助金に関するお問い合わせはこちらまで  
つくば市 経済部 産業振興課 産業創出支援係  
TEL:029-883-1111(代表) e-mail:eco051@city.tsukuba.lg.jp  
住所:つくば市研究学園一丁目1番地1

## 補助金制度に係る注意点

補助事業申請者は下記の点を順守するものとします

- ①申請内容に変更があった場合、速やかに報告すること。
- ②補助事業の完了から20日以内、又は年度末のいずれか早い日までに、実績報告書を提出すること。
- ③補助事業に関する帳簿及び証拠書類、補助事業を活用して購入した物品等は、補助事業終了後少なくとも5年保管すること。
- ④補助事業中及び補助事業終了後に立ち入り検査又は実態調査を行う場合、これに協力・対応すること。

※ この他、補助金につくば市補助金等交付適正化規則及びつくば市産業創出支援補助金交付要綱に基づいて執行されます。不明な点は産業振興課までお問い合わせください。